最終更新日：2019年7月1日

田淵電機株式会社
取締役社長 小野　有理
問合せ先：井上　修
証券コード：6624

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

企業は、事業活動を通じて、社会とステークホルダーに対し、企業価値の向上と持続的な発展をとげることが存在意義であり、使命であると考えております。その事業活動の行動、運営については、法令遵守と環境への配慮のもと、公正、公平、透明なものでなければならないと認識しております。当社は、これらの下で事業活動を進めるにあたり、その基本であるコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。　具体的には、当社の経営理念を全員が実践するために、事業活動のそれぞれの局面において遵守すべき具体的な事項を定めた「企業行動規範」を掲げて、常にこれに従うことを実践しています。

［社是］
「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」

［経営理念］
私達はものづくりを通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊かさに貢献することで、多様に色柄織り成し働く仲間達の物心両面の幸せを追求します。

［社長三大方針］
1．お客様要求品質第一に徹する
2．経費節減に徹する
3．環境整備に徹する

［企業行動規範の基本理念］
1．経営理念に基づく事業活動
2．価値創造による社会貢献
3．社会との密接なつながり
4．信頼される事業活動
5．地球環境との共生
6．人権尊重と法令順守
7．情報など適切な管理

このように、当社は、経営理念を誠実に遵守し、経営の透明性、健全性、順法性を確保する為に、下記のような企業統治体制を構築しています。
当社は、会社法に基づく監査等委員会設置会社を採用しており、現在4名の監査等委員である取締役を任命し、うち3名が会社法に定める「社外取締役」であります。なお、経営の透明性と迅速性をさらに向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、執行役員制を導入し、取締役会が有する「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離しております。これにより、取締役会は当社グループ全体の視点に立った経営意思決定と経営全般を指揮監督する役割責任を担っております。
取締役会は、原則として毎月1回開催しており、付議事項の審議ならびに執行役員より重要な報告を受けた内容について、経営意思決定を行うこととなっております。また、必要に応じて臨時の取締役会を適時開催し重要事項の審議を遅滞無く進めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜原則1-2④　議決権の電子行使と招集通知の英訳＞
当社は、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて、議決権電子行使の活用と招集通知やIR資料の英訳について前向きに検討を行ってまいります。

＜補充原則4-1③　取締役の役割・責務＞
当社では、現時点においては最高経営責任者である代表取締役社長の後継者育成計画を明確に定めていません。指名諮問委員会において、社内外を問わず経営者として相応しい人格、見識、実力等を備えているかを判断して人物選定を行うこととしています。

＜補充原則4-8②　独立社外取締役の有効な活用＞
当社は、独立社外取締役3名であり、経営陣との連携に係わる調整のために筆頭独立社外取締役を選任する必要はないと考えています。

＜原則4－11．取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件＞
当社の取締役会を構成する7名のうち社外取締役3名は、監査等委員として、事業法人の経営者としての経験から、または弁護士として、法務面でのそれぞれ適時適切な助言ならび指導を行っています。このように多様な立場で当社の業務執行の監督に意見を出しており、取締役会メンバーは専門分野・経験等を考慮しており、バランスの取れた構成を確保していますが、現時点では、ジェンダーや国際性の多様性は実現できていませんので、検討課題として認識しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1-4　いわゆる政策保有株式＞
当社の政策保有株式に関する方針は、業務提携、取引の維持強化等、取引先との中長期的な事業上の関係、及び、経営上の合理的な理由などを総合的に勘案し判断することとしています。昨年6月の取締役会において保有株式の見直しを行い、保有の適切性・合理性が認められないものについて処分を実施しました。
また、議決権の行使基準については、主として投資先企業の企業価値向上（及び株主価値向上）の観点から判断しています。なお、当社の株式を政策保有株式として保有する相手先から、売却等の意向がしめされた場合には売却を妨げないこととしております。

<原則1-7　関連当事者間の取引＞
当社は、「企業行動規範」において、全役職員の利益相反行為の禁止を定めています。実際の手続きとしましては、コンプライアンス規程の中に「関連当事者取引管理規程」を定めて管理しています。具体的には、関連当事者間の取引を行うにあたっては、取引の合理性と取引条件の妥当性について取締役会にて十分に審議の上で承認を得ることとしています。グループ会社役員に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っています。

＜原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞
当社は、従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入しており、当社はアセットオーナーとして企業年金の積み立て等の運用に関与しておりませんが、従業員に対して、資産運用に関する定期的な教育研修の実施等を行うことを検討してまいります。

＜原則3-1　情報開示の充実＞
（ⅰ）会社の目指すところ
当社はホームページ並びに適時開示システムにて、当社の持つ技術、基本戦略における目標と事業別の取組みに関してわかりやすく説明しています。

【当社の技術】
　1925年、当社が珪素鋼板の打ち抜き加工から創業し、トランスや電源ユニットを経て、太陽光発電用インバータまで事業領域を拡大するうえで大切にしてきたのは、制御、冷却、破壊力学などの「要素技術」です。アナログ技術によるカスタマイズを主に長年事業を展開してきた当社が、デジタル技術を駆使し、パワーコンディショナの標準品を開発することができたのは、軸をぶらさずこれら要素技術を守り抜き、磨き続けることで、さまざまな基幹技術・応用技術を高めていくことができたからです。
当社はこれまで、「電気を活用して電気を生み出す」事業に取り組んでまいりました。具体的には、創業以来の技術であるトランスや、その発展形であるパワーコンディショナなどです。 創業百年を前にした田淵電機はいま、新しい領域へのチャレンジを加速させています。上記の要素技術は必ず保持刷新しなければなりません。この刷新のためには、必ず先端技術が関与します。小型高周波化のために、パワーデバイスは新デバイス（SiC、GaN）への刷新、あるいは新磁性体、新巻線形式へと刷新することになります。
技術者にとって「当たり前」に見える技術であっても、新しい発見や研究により、進化している事も少なくありません。また常識だと思われていた技術が、いつのまにか陳腐化していることもあります。 こうした時代の変化に対応し、先端技術トレンドのミックスによってそれを保持・刷新するための取り組みの一つが、エキスパートの育成・支援なのです。
こうした様々な取り組みは、色々な形で実を結び始めており、パワーコンディショナをはじめ、小型・高性能変成器の分野で新しい結果が出始めています。
部品メーカーとして出発した私どもは、技術への真摯な姿勢を軸に、ますます高度な技術への挑戦を進めて参ります
当社の技術　http://www.zbr.co.jp/technology/policy.html

【グループ基本戦略】

スローガン　Coil the world
キーワード　巻き込み・組み合わせ・統合

具体的な方向性は以下の通り。
①事業領域の再定義
　新たに車載事業を第3の柱と位置づけ、本格的な取組みを開始するとともに、既存のエネルギー・ソリューション事業、及び電源・デバイス事業についても、事業環境の変化に対応した取組みを推進します。
②顧客志向の徹底による事業推進
　お客様に密着し、様々なニーズに誠実に向き合い、ご利用の現場井で真にご評価して頂ける製品の企画・開発・生産・販売・アフターサービスに、全社一丸となって取組みます。

【事業再生の取組み】
なお、当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況を解消し、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、2018年6月25日には「事業再生ADR手続き」を申請し、2018年12月7日を以ってこの手続きが成立しています。事業再生計画の概要を下記にて適時開示しております。
http://www.zbr.co.jp/ir/news/docs/ir _ 20181207-2.pdf

事業再生の取組みの中で、当社は、ダイヤモンド電機株式会社に第三者割り当て増資を行い、2019年1月22日にその払い込みを以って、ダイヤモンド電機の持株会社である「ダイヤモンドエレクトリックホールディングス」の一員となりました。現在、グループの統合を順次、進めており、今後、ダイヤモンド電機との事業シナジーに関しては、当社の主力事業であるパワーコンディショナの拡大にとどまらず、新たに参入を目指している車載分野において、お互いのコア技術を持ち寄って新たな商品開発やお客様開拓に繋げられると考えております。

（ⅱ）当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1．基本的な考えかた」をご参照ください。
（ⅲ）取締役の報酬等の決定に関する方針ならび手続きについては、有価証券報告書にて開示しています。
（http://www.zbr.co.jp/ir/news/docs/190625-6.pdf）
当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から成り立っています。基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会にその上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しています。また、賞与についても、当期の業績に基づいた総額を原資として、各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を、独立社外役員を構成メンバーに含む「報酬諮問委員会」で審議を行い、取締役会および監査等委員会で決議します。
（ⅳ）取締役の選任と指名に関する方針ならび手続きについては、社内外から幅広く候補者を人選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を選定しています。なお、社外役員は、各分野における豊富な経験・知見を有し、当社の中長期的な企業価値向上への助言や経営監督など専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができる方を指名しています。手続きとしては、独立社外役員を構成メンバーに含む「指名諮問委員会」にて審議し、監査等委員会および取締役会で決議します。
（ⅴ）取締役候補者、監査等委員である取締役候補者の選任理由は株主総会招集通知にて開示しています。

定時株主総会招集通知　http://www.zbr.co.jp/ir/news/docs/20190610-1.pdf)

＜補充原則4-1①　取締役の役割･責務＞
当社は、通常の業務執行に関しては、取締役会規則にて執行役員会へ委嘱する事項を定めて推進しています。よって取締役会は、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するため、各事業部門の業績進捗状況等を監督し、適法且つ迅速に重要事項（経営計画や経営戦略等）に対する適切な意思決定を行っています。なお、経営陣が執行できる範囲は職務権限規程にて規定しております。

＜原則4-8　独立社外取締役の有効な活用＞
当社は、2018年12月18日の臨時株主総会にて役員全員の退任と新しい取締役の選任を行いましたが、その時点では社外取締役は不在となりました。その後、2019年3月28日に別途臨時株主総会を開催し、監査等員会設置会社への移行に合わせて、監査等委員である社外取締役を3名選任しました。　そして、社外取締役の3名を独立役員に指名しています。事業会社の経営者として豊富な経験、もしくは、弁護士として法務面での専門性を有しており、独立した客観的な立場から業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行います。

＜原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社の社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しています。東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

＜補充原則4-11①　取締役会･監査等委員会の実効性確保のための前提条件（バランス･多様性）＞
当社の取締役の選任については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して取締役会全体の知識･経験･能力のバランス、多様性を確保し、社外取締役については、企業経営者、有識者などを、経験･見識･専門性を考慮し、複数名選定することとしています。社内取締役については、当社の経営理念や行動指針、経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験･見識･専門性などを総合的に評価･判断して選定しています。手続きとしては、社外取締役をメンバーに含む指名諮問委員会にて審議して取締役会で決議します。

＜補充原則4-11②　取締役会･監査等委員会の実効性確保のための前提条件（他社役員兼職）＞
当社の社外取締役の兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告や参考書類ならびに、有価証券報告書および本報告書にて毎年開示しています。

＜補充原則4-11③　取締役会･監査等委員会の実効性確保のための前提条件（実効性分析評価）＞
当社の取締役会全体の実効性の分析･評価については、昨年に引き続き、平成30年4月にアンケート方式により全取締役、監査役*の自己評価を実施しました。前年に課題として挙げられた社外取締役間のコミュニケーションについては改善の評価があったが、2期連続での大幅な損失計上という非常事態において、取締役会としてのモニタリングの機能が十分果たせていないと認識。議案の資料としては詳細だが、網羅性と要点の纏め方に課題がありポイントが分かりづらい。実質的な経営課題の議論に踏み込むまで時間がかかっている等の指摘があり、今後、改善の余地があることを確認しました。
（評価内容）
1．取締役会の機能は十分発揮されているか
2．取締役会の構成（規模･バランス）は適切か
3．議案の量と内容および検討時間の確保ができているか
4．取締役会の運営方法（頻度･時間･進行方法）は適切か
5．取締役会の支援体制（事前説明･社外役員の情報交換の機会･トレーニング）について

今後とも、取締役会の運営を適宜改善して行くことにより、継続的に実効性の向上を図ってまいります。

＜補充原則4-14②　取締役･監査役のトレーニング＞
･当社では新任常勤取締役につきましては、就任時に取締役として遵守すべき法的な義務、責任等に関する外部研修を実施しております。
･常勤役員に関しましては、定期的に開催している役員向けコンプライアンス研修の他、任意で各種社内外研修への参加の機会を設けております。
･社外取締役に関しましては、役員としての十分な知見を有していると考えており、就任時に当社に関する事業概況の説明、及び個別に事業拠点訪問の機会を設けております。またそれらに加えて必要に応じて、トレーニングの機会を提供してまいります。なお、平成28年からは役員を招待し、国内製造拠点のプラントツアーを実施しております。

＜原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は、株主との対話並びに投資家に対する情報発信は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考えています。
当社では、総務部門がIRを担当しており、大阪本社･東京支社それぞれで株主からの問い合わせ並びに面談要請に対応しています。なお、中間及び期末の決算発表後は、機関投資家対象に経営陣が出席して、決算説明会を実施し、決算状況や将来展望の説明･意見交換を行っています。

なお、当社は２０１９年３月２８日開催の臨時株主総会にて、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。よって、昨年度は監査役会、今年度は監査等委員会での監査体制を取っております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### [大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 | 63,829,787 | 61.17 |
| 美登里株式会社 | 2,824,000 | 2.70 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,868,755 | 1.79 |
| 日本証券金融株式会社 | 1,164,600 | 1.11 |
| 田淵暉久 | 803,100 | 0.76 |
| ミヨシ電子株式会社 | 635,000 | 0.60 |

| | | |
|---|---|---|
| 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 | 625,000 | 0.59 |
| 株式会社三井住友銀行 | 600,000 | 0.57 |
| ＪＦＥスチール株式会社 | 575,406 | 0.55 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 539,700 | 0.51 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 （上場：東京） （コード） 6699 |

補足説明 更新

2019年5月27日付けで、ダイヤモンド電機が保有する当社の株式をダイヤモンドエレクトリックホールディングスに譲渡したことにより、ダイヤモンドエレクトリックホールディングスが親会社となりました。

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 電気機器 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングスおよびその子会社であるダイヤモンド電機との取引については、一般取引先と同様の条件で取引をおこなっています。また、同社からの独立性確保の観点も踏まえ、特に重要と考えられる取引については、複数の独立社外取締役を含んだ取締役会において、その取引の必要性及び妥当性について十分に審議した上で意思決定を行っております。なお、少数株主の保護の観点から2019年3月28日開催の臨時株主総会にて当社は、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、独立した監査等委員である取締役を新たに4名選任することによって健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性の確保について
当社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社を親会社として有しております。
当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、独立社外取締役を含む取締役会を中心とした独自の意思決定に基づき具体的な業務執行をしております

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 員数の上限を定めていない |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 笠間　士郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |
| 宮本　和俊 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |
| 岡本　大典 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 笠間　士郎 | ○ | ○ | ――― | 同氏は、金融及び会計の幅広い見識を有し、また企業経営者として豊富な経験を有しており、その専門的な見地から当社のガバナンスの向上に向け適切に助言・指導頂くため、監査等委員である社外取締役をお願いしております。 |
| 宮本　和俊 | ○ | ○ | ――― | 同氏は、長年に亘り電子機器業界で活躍され、豊富な経験・実績・知見を有していることから、同氏の見識・経験等を当社グループのガバナンス強化及び監査に活かすため、監査等委員である社外取締役をお願いしております。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 岡本　大典 | ○ | ○ | ――― | 同氏は、弁護士としての専門性と豊富な経験を有しており、その専門的見地から当社の経営ガバナンスの向上に向け適切に助言・指導頂くため、監査等委員である社外取締役をお願いしております。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 4 | 0 | 1 | 3 | なし |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし |

### 現在の体制を採用している理由

当社監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査等委員と協議のうえ、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。
当社監査等委員の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査等委員が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査等委員へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。
現在のところ監査等委員からその職務を補助すべき使用人を置くことは求められておらず、該当事項はありません。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、2019年3月28日開催の臨時株主総会を開催し、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しましたので、2018年度に関しては、監査役会が経営の監視を行っておりました。下記はその運用状況となります。

監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と連携を保つため、監査等委員会へ出席を求めたり随時ミーティングを実施することによって、情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。
監査等委員会につきましては、監査等委員4名で構成され、うち3名は社外取締役であります。監査等委員会は月1回の監査等委員会のほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。監査等委員は取締役会及び執行役員会等の重要会議への出席、監査等委員でない取締役等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産状況に関する調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査するとともに、必要に応じて取締役及び取締役会に対し助言又は意見の表明等を行っております。また、監査等委員は内部監査室及び会計監査人と監査計画、監査方針、及び監査実施状況に関して定期的な意見交換会を行っております。
内部監査については、専任部署として内部監査室を設置し、包括的な内部監査を実施しております。会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、当該監査法人の監査を受けております。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名諮問委員会 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 社内取締役 |

### 補足説明

当社は、取締役会の下に4つの委員会を設置しております。
【CSR委員会】
　社会から信頼され、支持される企業となることをめざし、全てのステークホルダーの皆様に対して社会的な責任を担う存在として、あらゆる事業を適切に推進することを目的とするCSR活動の基本的な方針について調査・審議・決定しています。
【情報開示諮問委員会】

透明性の高い経営の実現を目指すべく、東京証券取引所から適時開示が求められている発生事実や決定事実、金融商品取引法や会社法に基づき開示する情報等、法令や規則に基づき開示する「重要な情報」について開示の内容や範囲が適正であることを審議・承認しております。
【報酬諮問委員会】
当社役員（取締役、執行役員、理事、顧問）の報酬に関する基本方針及び個人別の報酬等の内容の決定を行い、報酬決定プロセスの透明性並びに妥当性を検証します。
【指名諮問委員会】
当社役員（取締役、執行役員、理事、顧問）の人事に関する選考基準・方針の策定と候補者の選定および現職の評価を行い、選任の妥当性及び決定プロセスの透明性を確保しています。

### 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

| その他独立役員に関する事項 |
|---|

―――

### 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

検討段階である

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

―――

### 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

検討段階である

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|---|

経営陣の報酬は、月額報酬と役員賞与により構成しています。会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。役員賞与は、毎年の連結経常利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向などを総合的に勘案の上、検討しています。また、当社は平成19年6月28日開催の株主総会において役員退職慰労金制度を廃止するとともに、役員持ち株会を発足し役員報酬のうち一定額を拠出することとしており、もって中長期的な企業価値向上に向けた動議付けの一環としております。当社の経営陣の報酬に関しては、独立役員を構成メンバーに含む報酬諮問委員会にて、取締役会に上程する案を審議し、取締役会で決議します。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のための専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会並びに執行役員会の事務局である総務部門が、取締役会決議資料以外にも、月次決算書や営業近況等の全社会議の資料について専用ポータルサイトを利用して適時提供を行っており、かつ、重要な個別議案に関しては、事前説明を実施するなど、社内・社外の区別なくサポートしております。また、内部監査部門は、規程にて内部監査及び監査等委員監査の実効性を高めるために監査等委員との連携に関して取り組むことを取り決めており、定期的に監査等委員会への出席を行い、活発な意見交換を行います。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

添付の内部統制模式図を参照下さい

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

⑴ 当社は、監査等委員会設置会社であります。当社の各事業に関する豊富な知識と経験を持つ取締役が業務執行を監督し、株主を含む幅広いステークホルダーの視点に立脚した社外取締役が取締役会の意思決定に関し企業価値向上に向け適切な意見並びに助言を行うことで、当社の経営基盤の安定と経営の透明性をより一層高めることができ、また、社外取締役を含む監査等委員会による監査体制が経営監視機能として有効であると判断しており、この体制を採用しております。

⑵ 業務執行及び監督機能

当社の取締役会は取締役7名で構成され、原則として月1回開催し、当社の経営方針及び業務執行を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する機能を有しております。 当社は、平成26年6月に、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入しました。執行役員は、取締役会で選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しております。また、執行役員全員によって構成される執行役員会（毎月開催）を設置し、取締役会の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っております。

また、当社は、取締役会の下に4つの委員会を設置しております。

【CSR委員会】

社会から信頼され、支持される企業となることをめざし、全てのステークホルダーの皆様に対して社会的な責任を担う存在として、あらゆる事業を適切に推進することを目的とするCSR活動の基本的な方針について調査・審議・決定しています。

【情報開示諮問委員会】

透明性の高い経営の実現を目指すべく、東京証券取引所から適時開示が求められている発生事実や決定事実、金融商品取引法や会社法に基づき開示する情報等、法令や規則に基づき開示する「重要な情報」について開示の内容や範囲が適正であることを審議・承認しております。

【報酬諮問委員会】

当社役員（取締役、執行役員、理事、顧問）の報酬に関する基本方針及び個人別の報酬等の内容の決定を行い、報酬決定プロセスの透明性並びに妥当性を検証します。

【指名諮問委員会】

当社役員（取締役、執行役員、理事、顧問）の人事に関する選考基準・方針の策定と候補者の選定および現職の評価を行い、選任の妥当性及び決定プロセスの透明性を確保しています。

⑶ 社外取締役の役割・機能

社外取締役を選任している理由に記載の通り、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有する社外取締役が当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言を行うとともに、取締役会での発言等を通じて、取締役会の意思決定の適正性を確保する役割を担っております。

⑷ 監査機能及び監査等委員の機能強化に係る取組み状況

監査等委員会につきましては、取締役4名で構成され、うち3名は社外取締役であります。監査等委員は月1回の監査等委員会のほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。監査等委員は監査等委員でない取締役等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産状況に関する調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査するとともに、必要に応じて取締役及び取締役会に対し助言又は意見の表明等を行っております。また、監査等委員は内部監査室及び会計監査人と監査計画、監査方針、及び監査実施状況に関して定期的な意見交換会を行っております。

内部監査については、専任部署として内部監査室を設置し、包括的な内部監査を実施しております。会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、当該監査法人の監査を受けております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、株主の総会議案の十分な検討期間の確保と情報の正確性を担保しつつ、招集通知の早期発送に努めております。前期の招集通知の発送は、株主総会の15日前に発送をし、同日に東京証券取引所および当社のホームページにも掲載しました。 |
| その他 | 株主総会は、ご出席いただく株主様とのコミュニケーションの場と捉え、会社の取り組み状況などわかり易く伝えるためビジュアル化の推進や、会場での製品展示などを行っております。電磁的方法による議決権行使の環境整備も、引き続き前向きに検討を行ってまいります。なお、前期の株主総会招集通知に関しては英文も作成して開示しております。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社WEBサイトに公表しています。<br>http://www.zbr.co.jp/disclosure _ policy.html | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 国内機関投資家等への定期的な個別訪問・来社ならびに電話会議の対応を行っております。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | http://www.zbr.co.jp/ir/index.htmlにIR情報を掲載しております。<br>主な開示の種類は次のとおりです。<br>有価証券報告書・四半期報告書・臨時報告書・決算短信等の決算資料、内部統制報告書、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知・決議通知、年次報告書・中間報告書等。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR活動については、経営管理本部の担当取締役がIR活動の責任者であり、総務部が担当しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、株主との対話並びに投資家に対する情報発信は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考えています。社内規程では、企業行動規範、コンプライアンス規程において各ステークホルダーの尊重について規定しております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 当社は、経団連が主導する「低炭素社会実行計画」に賛同し、当社が所属している電気・電子業界団体を通じてCO2排出量削減の取り組み活動として参加している。国内拠点の生産活動に係わるエネルギー消費を毎年改善する取組みを推進しています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ステークホルダーに対する情報提供については、企業行動規範にて、「さまざまなステークホルダーに対して、当社の公正かつ正確な財務情報や、経営方針、事業活動などの企業情報を、適時適切にわかりやすく提供するように努めます。あわせて、社会からの当社に対する評価や要望・意見を謙虚に受け止め、これを事業活動に役立てるように努め、透明性の高い企業であり続けます。」を掲げて実践しています。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
　当社は、「社是」「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけています。
　そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

なお、2019年3月28日に当社は監査等委員会設置会社に移行しておりますが、運用状況の一部に関しましては、それ以前の監査役設置会社としての報告となっております。

⑴ 当社及び当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①　当社は、2019年3月28日開催の臨時株主総会において、取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス体制の強化のため監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役会は監査等委員でない取締役3名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の7名で構成され、経営方針及び経営戦略などの重要事項について決定し、業務執行状況を監督してその機能強化に努めております。
②　当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけております。法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社及び当社グループの全ての役員及び使用人に対して周知することとしております。
③　当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行っております。
④　当社監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、当社取締役会に報告をするものとします。

（当該体制の運用状況）
　当社は、法務研修等を通じて役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、企業行動規範の遵守誓約書の提出を通じて啓蒙及び周知徹底を図っております。また監査役監査及び内部監査によって、当社及び当社グループの取締役、使用人の職務が法令、定款及び社内規程等に基づき適切に執行されていることを確認しております。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「責任権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

（当該体制の運用状況）
　取締役会、執行役員会等の重要な会議の資料及び議事録等は、十分なセキュリティを確保した上で、常時閲覧可能な当社役員限定の社内ウェブサイト上で適切に管理・保存しております。また、IT部門による情報セキュリティに関する社内研修を実施し情報管理体制の整備を進めております。

⑶ 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①　当社及び当社グループは、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、当社取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督します。
②　当社及び当社グループは、不測の事態が発生した場合の手続きを含む「危機管理規程」を定め、有事の際には当社取締役社長を本部長とする対策本部を設置し迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとしています。
③　当社の監査等委員及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対するリスク管理の状況の監査を行い、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

（当該体制の運用状況）
　リスク管理委員会の指示のもと、各部門及びグループ各社における重要リスクの洗出し及びリスク情報の共有化を図っております。また、当社従業員を対象に安否情報確認システムの導入を実施し、震度5弱レベルの地震が発生した場合に従業員及び家族の安否が確認できる体制を整えております。

⑷ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①　当社及び当社グループは、定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
②　当社は、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、「組織規程」「業務分掌規程」「責任権限規程」「子会社管理規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図っております。
③　当社及び当社グループの取締役の職務の執行の検証については、当社及び当社グループの取締役会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

（当該体制の運用状況）
　取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員による執行役員会を開催するとともに、組織体制強化の一環として専門職制度を創設し管理職の業務範囲と責任権限の明確化を図り、業務運営の効率化を図っております。

⑸ 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
①　当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各グループ会社において当社に準じたコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。
②　グループ会社の管理については、各グループ会社の担当取締役が統括し、各担当取締役が各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各グループ会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。
③　当社の監査等委員及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対する定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告

し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)
各グループ会社の取締役会を定期的に開催し、各社における重要事項の機関決定を行うとともに、事業経営の状況について確認し、必要な指導並びに支援を適切に実施しています。また、監査等委員監査及び内部監査室により実施した監査結果を各グループ会社社長及び本社代表取締役社長に報告しております。

⑹ 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 当社監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査等委員と協議のうえ、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。
② 当社監査等委員の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査等委員が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査等委員へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(当該体制の運用状況)
監査等委員からその職務を補助すべき使用人を置くことは求められておらず、該当事項はありません。

⑺ 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 当社の監査等委員は、当社及び当社グループの取締役会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。
② 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、適時適切な方法により当社監査等委員に報告をするものとします。
③ 当社監査等委員は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。
④ 当社監査等委員は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。
⑤ 当社監査等委員に報告を行った者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するものとします。
⑥ 当社監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(当該体制の運用状況)
監査等委員は監査方針を含む監査計画を策定し、毎月定時監査等委員会を開催し監査等委員間の情報共有を行っております。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して監査等委員会への出席を求める等、取締役及び使用人との対話を深め会社の状況把握に努めております。さらに毎月開催される取締役会、執行役員会等の主要会議への出席、及び適宜グループ会社への往査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。なお、監査等委員の職務遂行に必要な費用については、監査等委員の請求に従い審査のうえ速やかに処理しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。
また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

# Vその他

## 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 更新 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

2019年6月25日開催の第81回定時株主総会にて買収防衛策の廃止を決議しました。

## 2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況の模式図

